

2012年11月28日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

東京海上アセット  社

ご 回 答

貴団体よる2012年10月30日付け申入書につき、下記のとおり回答いたします。

記

弊社は、貴団体から申し入れのありました、「東京海上J-REIT投信（通貨選択型）」（但し円コース、マネープール・ファンドを除く）の交付目論見書（以下、「本件目論見書」といいます）における「為替ヘッジ」「為替ヘッジ取引」「為替ヘッジプレミアム」「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言（以下、「為替ヘッジ等」といいます）の記載について別の表現に変更することといたしました。

なお、弊社は本件目論見書における「為替ヘッジ等」の文言の使用方法は、景品表示法第10条第1号に規定する「実際のものより著しく優良であると示す」表示には該当せず、景品表示法に違反するものではないと考えております。

すなわち、本件目論見書には、対円での為替リスクを低減する手法を採っていることを示す記述はない一方で、各所に、対円での為替リスクが存在すること、為替ヘッジとは選択通貨に対して行われるものであることを明確に表示しており、本件目論見書の表示は本件投資信託を実際のものより著しく優良であると示してはならず、よって本件目論見書が景品表示法に違反するものではないと考えております。

しかし、弊社では目論見書等のディスクロージャー資料について、お客様にとってよりわかりやすい表記にすることを常に目指しており、この度の貴団体からの申し入れにつきましては、貴重なご意見として弊社内で検討させて頂きました。

その結果、本件目論見書における「為替ヘッジ等」の記載につきましては、よりわかりやすい表現に変更することとした次第です。

今後も、投資をご検討されるお客様にとって分かりやすい目論見書の作成に努めてまいります。

以上